

○環境部に属する職員安全衛生委員会運営要綱

平成6年4月1日

(総則)

第1条 環境部に属する別表の職員安全衛生委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項は、別に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について調査審議し、市長に意見を具申する。

- (1) 環境部に属する職員(本庁機関の職員を除く。)の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全衛生に関すること。
- (3) 安全衛生に関する諸規程の作成に関すること。
- (4) 安全衛生教育計画の作成に関すること。
- (5) 新たに採用する機械器具その他施設整備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。
- (6) 健康診断の結果に対する対策に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項。

(招集)

第3条 委員会は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が招集する。ただし、委員長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の請求があるときは、委員長はこれを招集するものとする。

(定足数)

第4条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(調査)

第5条 委員会は、その職務執行のため、必要に応じて調査を行うことができる。

(参考人等の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、別表に掲げるとおりとする。

(その他の必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の同意を

得て委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 生活環境事業職員安全衛生委員会運営要綱(昭和54年10月1日制定)

(2) 南部処理工場職員安全衛生委員会運営要綱(平成元年4月1日制定)

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第1条、第7条関係)

名称	事務局
環境部所管事業場職員安全衛生委員会（本庁舎・久里浜収集事務所を除く）	広域処理センター
久里浜収集事務所職員安全衛生委員会	久里浜収集事務所